

国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十九号

国立感染症研究所製品交付規程（昭和三十五年厚生省告示第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表（第二条及び第三条関係）			別表（第二条及び第三条関係）		
製品の名称	数量	交付手数料	製品の名称	数量	交付手数料
1 生物学的製剤国内標準品及び生物学的製剤国内参照品			1 生物学的製剤国内標準品及び生物学的製剤国内参照品		
(1) (略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)
(2) 抗体			(2) 抗体		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
標準抗麻しん血清（ <u>PHA 法・EIA 法</u> 用標準抗麻しん血清を除く。）	(略)	(略)	標準抗麻しん血清（ <u>PHA</u> 用標準抗麻しん血清を除く。）	(略)	(略)
<u>PHA 法・EIA 法</u> 用標準抗麻しん血清（非修飾用）	(略)	(略)	<u>PHA</u> 用標準抗麻しん血清（非修飾用）	(略)	(略)
<u>PHA 法・EIA 法</u> 用標準抗麻しん血清（修飾用）	(略)	(略)	<u>PHA</u> 用標準抗麻しん血清（修飾用）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(3)～(5) (略)	(略)	(略)
2～5 (略)	(略)	(略)	2～5 (略)	(略)	(略)
6 日本薬局方標準品			6 日本薬局方標準品		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>セフォゾプラン塩酸塩標準品</u>	<u>1本 (100mg)</u>	<u>39,400円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>セフォペラゾン標準品</u>	<u>1本 (100mg)</u>	<u>39,400円</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>セフカペンピボキシル塩酸塩標準品</u>	<u>1本 (100mg)</u>	<u>39,400円</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>セフジトレンピボキシル標準品</u>	<u>1本 (100mg)</u>	<u>39,400円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>セフトジジム標準品</u>	<u>1本 (100mg)</u>	<u>39,300円</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>セフポドキシムプロキセチル標準品</u>	<u>1本 (100mg)</u>	<u>39,400 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)	7 (略)	(略)	(略)